「沖縄新自由貿易地域の確立に向けて」

琉球大学大学院•人文社会科学研究科•地域文化専攻 島嶼研究領域•地域開発論(経済学) 高良守

[はじめに]

県の「産業・経済の新港と規制緩和検討委員会」 (田中直毅委員長)は、3回の検討委員会を経て2 1世紀に向けた沖縄県の産業振興策として西暦20 01年を目処に「全県フリー・トレード・ゾーン (FTZ)」の実現を目指す報告書をまとめた。

この報告書に対して、県内の農業関係者一部門や 漁業関係者などにおいては、「全県 F T Z は影響が 大きすぎる」として、否定的な見解を示している。

検討委員会が打ち出した「全島フリー・トレード・ ゾーン」は、APEC(アジア太平洋経済協力機構) において、先進国は2010年、発展途上国は20 20年を目処に、貿易自由化を目指すことを考慮し たものである。

否応なしにやって来る貿易自由化という波を我々 県民はどのように受け止めるべきなのかを今こそ真 剣に考えなければならなくなってきている。

従前のように高率補助による沖縄振興開発計画の下、生きていくのか、規制緩和という時代の潮流に乗るべきなのか。それは、県民自身がさまざまな角度から論議し、結論を下さなければならない。田中直毅委員長が言っているように「自己決定」・「自己責任」の原則に基づいた政策・施策を展開していかなければならない。

そこで、本稿は現存の自由貿易地域の問題点を研 鑽し、全島フリー・トレード・ゾーン及び経済特別 区形成の確立を提案する。また、同施策においては、 県内農水産業との影響を幾分か和らげ、輸入貨物の 自由化に伴う県内水産業との共存に向けての具体的 な施策を提言する。

1 沖縄自由貿易地域の諸問題点

(1)「輸入定義」の曖昧性

一般に自由貿易地域とは、「ある国の一定地域を

当該国の関税領域外に置いて、その地域内では国内 の諸税を免税し、かつ税関の監督下に置くことなく、 貨物を域内外に自由に搬出入できる地域」のことを いう。

沖縄自由貿易地域の不振要因の一つに「外国為替及び外国貿易管理法」(以下、外為法という)と「関税法」との輸入定義の曖昧性がある。本県の自由貿易地域は「復帰対策要網第二次分」において閣議決定(昭和46年3月23日)され、「沖縄振興開発特別措置法」(昭和46年12月31日閣議決定)により法制化された。しかし、沖振法に規定されている自由貿易地域は、関税法や外為法などの国内関係法規の適用を受けるため、一般に認知されている「自由貿易地域」とはその性格を異にする⁽¹⁾。

外為法は、民間貿易の全面的再開と同時に1949年(昭和24年)12月に制定され、翌1950(昭和25年)の1月1日から施行されたものであるが、この法律における輸入の時期と関税法における輸入の時期とは、必ずしも一致していない。

外為法は、その法文において輸入時期を明確に規定していないが、「輸入貿易管理令」第4条1項において「貨物を輸入しようとする者は、……輸入の承認を受けなければならない」とし、「外国から到着した貨物が本邦の海岸線を突破」する時としており、「指定保税地域等に仮陸揚げされるものであっても、保税工場又は保税倉庫に移し入れ又は庫入れされた後に再輸出されるものであっても輸入管理の対象となる」旨を規定している。すなわち、解釈としては、「陸揚げ」(=海岸線の突破)をもって輸入と位置づけている。

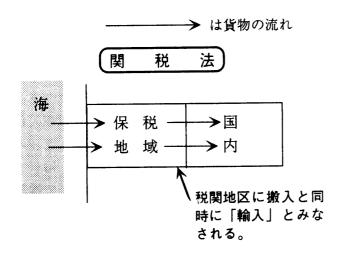
一方、関税法においては、指定保税地域制度の適用を受け、貨物を保税地域内へ陸揚げし、通関前の蔵置状態であれば関税賦課が留保され、輸入とみなされない。すなわち、輸入の許可を受けて完全な内

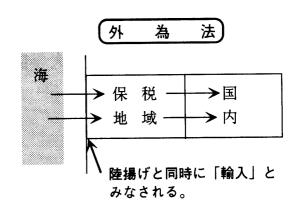
国貨物になる時点(通関時)を輸入としている。

ゆえに、外為法と関税法の双法間において、輸入 の定義が曖昧なため輸入線が一致してしておらず、 仮に自由港及び自由貿易地域を設置して外国貨物を 関税法規の枠外扱いにしても、外為法が撤廃される か、または外為法の適用枠外としない限り、域内施 設への貨物の搬出入は自由ではなく、自由貿易地域 設置の実益の大半は喪失するといっても過言ではな い。

沖縄自由貿易地域は、「沖振法」第23条の根拠 法令のもと、「沖縄における企業の立地を促進する とともに貿易の振興に資するために必要な地域を自 由貿易地域として指定することができる」との目的 で設置された。つまり、沖振法第23条にうたわれ ている法律の目的が達成されることを意図して、沖 縄自由貿易地域は設置されたことになる。したがっ て、『法律の目的達成』という見地から「企業立地 と貿易振興」においては当然「自由貿易」が保証さ れなければならず、国内関係法規の矛盾を受けない 自由貿易を可能にせしめるためのきちんとした法的 整備が必要である。

では、具体的に関税法と外為法の輸入線はどこで 引かれ、双法間における輸入線の不一致がどのよう な不都合をひき起こしているのだろうか。以下の図 は関税法上の輸入点と外為法上の輸入点の相違を示 したものである。





関税法においては、指定保税地域などに蔵置している間は関税賦課を留保し、通関と同時に内国貨物となる仕組みの「引取説」を採用している。一方、外為法は、海岸線を突破した時点で輸入とみなされる「陸揚げ説」を採用し、双法間において「輸入」の定義に大きなギャップがある。

「引取説」と「陸揚げ説」について、沖縄通関社 の平良哲雄氏(地域開発96年9月1日発行、通関 384号、特集:自由貿易地域による地域振興)は、 「これまでは、貿易管理令で陸揚げ説を輸入とみな していたため、IQの割り当てを持っていなければ、 輸入できなかった。しかし、(自由貿易地域内にお いて)ストックヤードを設け、どのIQ品目でも輸 入できるようにし、FTZから出る時に枠のチェッ クをするシステムにすると、これまでの取引時に1-2ヵ月の期間が必要であったのが、すぐ取引でき る② | と課題を指摘し、引取説を支持を説いてい る。また、同氏は「中国から台湾に中継する貨物が 大量に日本に入ってくる場合を例に挙げましょう。 中国から沖縄へいったん陸揚げし、台湾の次の船に 乗せようとする。しかし、陸揚げ自体が禁止されて しまっている。IQ品目は国内産業を保護するため のものですが、国内産業となんら関係のない、単に 中継を目的とする貨物の陸揚げも禁止している。」 として、法制度の不備を指摘している。

平良氏が指摘するよういに、輸入線の不一致によって、特にIQ品目の取り扱いが制限され、県内製造業や加工業、流通業など沖縄経済発展の原動力となる企業活動が抑制されていると考えられる。

また、IQ品目に関して沖縄県物産公社専務理事

の宮城弘岩氏は、「最も消費量の多い昆布の輸入枠が沖縄にはない。北海道だけでは日本の需要の1/3しか供給できず、コンニャクイモやイカ、絹(反物)など、沖縄にとって輸出入段階で規制する意味はなく、むしろ加工の有無にかかわらず、通関の段階で規制を問うだけで十分であるはずだ"」と述べ、IQ品目における枠の見直しと制度の改善策を求めている。

沖縄自由貿易地域の拡充には、関税法第108条の下、とりわけ外為法の「陸揚げ説」を撤廃し、自由貿易地域から国内に引き取る段階で申請すれば良しとされる「引取説」を採用すべきである。

I Q品目の域内搬入が可能になれば、例えば、I Q品目の非 I Q品目化や沖縄で消費される昆布やコンニャクイモ、イカ、絹(反物)を直接外国から仕入れて保税工場等で加工・製造することにより、関連する加工・製造業及び流通・サービス業の「芽出し」や「雇用創出」が考えられる。

さらに、域内における一大ショッピングモールを 設置し、免税物資や通関前貨物の販売より沖縄観光 の一役を担うなど、全く新しいビジネスの創出も期 待できるはずである。

(2)「原料課税」の一本化による問題点

米国フォーリン・トレード・ゾーンにおいては、 関税低下を目的とする加工・製造が認められ、輸入 者は原料課税か製品課税のどちらか有利な方を選択 できる。

輸入業者が輸入した原材料・部品・半製品を製造 処理後に完成品として出荷する場合、完成品と同じ 関税率で課税される。その結果、原材料・部品・半 製品が完成品の関税率より高ければ、それだけ関税 上の利益が得られる。この「逆転関税」の典型的な 産業が自動車部品産業や石油精製工場等である。例 えば、自動車完成品に対する税率が2.5%であるの に対して部品等の関税率は3~9%と非常な開きが ある。

スチール関連製品だと、ディーゼルエンジンの製造に関しては、最終的にトラクターに取り付けられた場合には関税が0になる。また、GAOの調査し

たところによると国内自動車製造業者には一台当り 約10ドル程度の儲けがあり、外国自動車製造業者 では部品を輸入にたよる比率が大きいため一台当り 約50ドル程度の儲けが生じるとしている⁽⁵⁾。

1983年の自動車の総出荷数量は、約7万台(50億円弱)から1986年には510万台(約521億ドル)と著しい伸びをみせている。サブゾーンを利用して製造された自動車は輸出ではなく、そのほとんどが国内需要に供されている (6)。

この逆転関税は「サブゾーン」に多くみられる。 米国FTZの推移をみると、70年代においては、一般ゾーン、サブゾーン共に1桁台であったものが、80年代には一般ゾーンが著しく伸び始めたが、その後鈍化傾向にあり、代わってサブゾーンが90年代に急増し、一般ゾーンを追い抜いている。搬入額も70年代の1億ドルから90年代には906億ドルと著しい伸びを示している。

	70年	80年	90年	92年(1/20)
FTZ許可数 一般目的地域	9	5 9	1 6 2	1 7 8
サブゾーン	7	9	174	204
搬入額(億ドル)	1	5 1	906	

(出所) 米国FTZ (フォーリン・トレード・ゾーン) 制度と運営の実態

このように、原料課税と製品課税のギャップをうまく利用した「逆転関税」はFTZの大きな特色の一つと位置づけられる。

では、本国において選択課税制度はどのようになっているのだろうか。我が国は、関税法上、原料課税と製品課税の選択が可能とされている。しかしながら実際には関税が高い原料課税の支払を余儀なくされる。原材料・部品・半製品等の外国貨物を自由貿易地域に搬入し、保税工場において製品に加工し、域外(国内)に引き取る場合には、製品に課税される。だが、製品関税を行った場合、米国フォーリン・トレード・ゾーンとは異なり、保税作業による付加価値分も課税対象となり過重な負担となる場合がでてくる。したがって、このようなときは原料課税を

選択することができることが可能である。

しかし、実際には関税基本通達により、製品課税 が原料課税を下回っている場合には、原料課税の承 認を受けることが保税工場の許可条件となっている。

以上からも明らかなようにこのような名ばかりの 選択課税制度ではなく、輸入業者及び域内の製造加 工業者の利益が生じるような米国フォーリン・トレー ド・ゾーン並の「原料課税」・「製品課税」の選択 課税制度を設けるべきである。

(3)「輸入割当制」による問題点

一般的に自由貿易地域内においてはIQ品目でも加工工程を経て、非割当品目に転換すれば、自由に関税領域内に搬入することができる。ゆえに、自由貿易地域の入居企業及び利用者は、域内では輸入割当ての拘束を受けない。したがって、IQ品目を自由に自由貿易地域内に搬入し、加工処理後に非IQ品目に変えて域外へ搬出することが可能である。

アメリカのオークランド $F \cdot T \cdot Z$ ($N \circ 56$)の場合、靴製品は普通、米国に輸入すると $2 \circ 0$ の関税が課されるが、車輪をつけて非 I Q品目のローラースケート靴にすると 6 %の関税賦課ですむようになっている $^{(n)}$ 。

また、ハワイのホノルルF・T・Z(No 9)においては、サブゾーンとして許可を受けている製粉工場においてメリケンはハワイ産を使用し、外国から取り寄せたイースト菌及びミルクと調合し、クッキーとして外国へ輸出する。つまり、粉だけはハワイ産、その他の材料は、外国のものをフリーゾーン内において製造すれば関税もかからない。ミルク、砂糖は、IQ品目だから域外へは出せないが、ゾーン内であればその規制を受けずIQ品目のまま製品にして外へ出すことができる®。

現在、どの国においても自国産業保護のため関税制度や輸入規制、輸入割当て措置をとっているが、 一般に自由貿易地域においては、これらの輸入規制、 とくに輸入割当などの適用を受けることはない。

2 関連企業へのアンケート調査

1990年4月1日時点でフリーゾーンに入居し

ていた企業 2 7 社へ追跡アンケート調査を行った。 その中には現在(1996年)同域内に入居していない 企業(撤退企業)があったため、追跡不可能の企業 も出てきた。しかしながら、撤退企業に関しても撤 退理由やフーゾーンに対する評価をできるでけ詳し く述べてもらった。以下は入居企業数 2 7 社(1996 年 4 月 1 日付け)、回答企業 6 社、インタビュー企 業 1 社、無回答企業 2 0 社、なお無回答企業の中に は現在の住所と異なっているためにアンケートがと れなかった企業 5 社が含まれている。

回答のあったすべての入居企業の目的が「発展を 見込んで」としていが、「家賃高」や「制度不十分」、 「採算性がない」等の理由により、これらのほとん どの企業が自由貿易地域からの撤退を余儀なくされ ている。

以下は企業側からみたフリーゾーンの評価及び要望である。

- (a)フリーゾーンは、「前からつくると言ってい たから、とりあえずつくった」のが今のフリー ゾーンである。
- (b)異業種の企業を入居させ域内を活性化させて ほしい。
- (c)空港と接続し、各国の商品等を取扱い、あるいは文化等を一同に集め、貿易の中継としての役割が果たせたらいい。
- (d)一般の保税倉庫との違いやメリットがなかったため撤退。
- (e)ユーザー(民間企業)とオファー(国や地方 自治体)にニーズがミスマッチ。ユーザー側 は主に税制面でのメリットを期待したと思わ れるがそれを十分調査・分析しないまま、入 居したと思われるし、オファー側もユーザー ニーズの事前調査は不十分であったと推測さ れます。しかし、現在撤退をせず維持置営し ているユーザーもあってニーズの転換ができ たのかと思われる。例えば、倉庫保税物流機 能又は店舗機能があるのではないでしょうか。

3 関係者へのインタビュー

1996年6月28日(金)に自由貿易地域に関

する調査を行うべく自由貿易地域内の那覇自由貿易 出張所所長外間実茂氏へのインタビューを行った。 以下はその時の概略である。

(1)インタビューによる外間氏のフリーゾーンに対するコメント(概略)

沖縄には2つの自由貿易地域制、フリーゾーンが 設置された。1つは復帰前のフリーゾーンで、現在 のロワジールホテル付近に所在し、ガリオア資金等 による高等弁努官布令第12号(1958年)に基づく 自由貿易地域である。復帰以前の自由貿易地域にお ける作業形態は、主として本土(日本)から部品、 原材料を輸入し、これを加工、組み立てて輸出する 加工貿易型のものであった。

製品は、トランジスタラジオ、ペトリカメラ、ラジオ、テープレコーダー、その他カメラ、野球のグローブ、おもちゃ、靴、万年筆などで、米国を中心に移出されていた。いずれの品目も現在のOEM(下請け)的なもので、原材料を外国(日本本土等)から取り寄せて沖縄で加工・製造したのちに主に米国やヨーロッパへ移出・輸出していた。

しかし、1970年代になると、低廉な賃金を武器に香港や台湾等の追い上げにより、加工・製造先をそれらの地域へ奪われ、その結果、自然消滅するに至った。

もう1つは1987 (昭和62) 年開発庁長官指定による現在の自由貿易地域である。入居企業が27 社から11社まで企業が撤退した理由について、入居企業の事業形態と制度的な問題が挙げられる。

先ず、入居企業に関しては、どの企業をとってみてもマーケットを県内や本土市場にしばったもので、外国との取引を前提としていない。つまり、自由貿易地域を生かす最大のメリットは外国から安い原材料・半製品・部品を輸入し、保税地域内において高付加価値化させ完成品を外国へ戻すというものであるが、その完成品を国内へ引き取っては何のメリットも生まれない。いわゆる完成品を国内へ出すというこは通関と同時にその完成品に対して税金(原料課税)が課せられてしまう。したがって、自由貿易地域を成功させるための企業側の終力としては、外

国と取引ができるモノや商品を製造する必要がある。 もしくは、原材料・部品・半製品を沖縄で組立 (アッセンブル)・加工し、その完成品を外国へ戻す、いわゆる O E M式の手法が必要になってくる。

例えば、ホノルルFTZにおいては、缶詰カンを 無関税で入れて、そこで製造して、外界に出せば缶 詰かんには関税がかからず相当の経費節減が図られ ている。

次に、制度的な問題については各省庁の理解が必要だ。「関税法」(大蔵省)や「外国為替及び外国貿易管理法」(通産省)、「沖振法」など自由貿易地域を成立させている法律が混在しているため、自由貿易を可能にせしめるための一元的な法整備が必要である。また、インフラ整備や敷地面積の狭小性も挙げられる。

沖縄の自由貿易地域の失敗にはいろいろな要素が 挙げられるが、先程のインフラ整備の点からみても 沖縄のフリーゾーンは面積が狭小で設備も貧弱と言 わざるを得ない。県のアクションプログラムによる と、那覇軍港を指定保税地域にして、隣接する那覇 空港を含めて、「空」・「海」・「陸」が一直線で結べ る輸送経路を確保したいのだが、那覇軍港に土地を 持っている地主たちの理解が得られず、敷地面積の 拡大は厳しい状況である。理想からするとフィリピ ンのスービック基地のように3つが接続されていれ ば、かなりの貿易量は期待できるが、末端の業者や 地主など理解が得られないようでは、フリーゾーン の設置目的の達成は不可能と言わざるを得ない。

(2)質問及び回答

(a)質問 1

沖縄自由貿易地域は関税法上の保税地域とみなされている地域ですが、その保税機能が十分に発揮されていないのではないのか。つまり、域内にあるP小売業社の商品は、すでに関税が賦課された状態になっている。保税地域とは、その域内においては関税が賦課されることはない地域ではないのか。

(b)回答1

課税)が課せられてしまう。したがって、自由貿易 先ず、通関についておさらいすると、通関とは輸 地域を成功させるための企業側の努力としては、外 入手続きの一切の一般的な諸手続きをいいます。通 関よって外国から持ち込まれた品目や数のチェック、 4 沖縄新自由貿易地域法の確立 さらに高良君が言った関税を課す等の諸手続きをし ます。ですから、通関=関税オンリーということで はないのです。通関しても貨物の種類によっては関 税が課せられないものもあるのです。

次に他の港や空港から自由貿易地域への搬入(持 ち込み)は①その港・空港において通関したものは 内貨(内国貨物)として取り扱われるもの、②他の 港・空港で通関手続きをしていないものは自由貿易 地域まで保税輸送し、その後輸入手続きをして、そ の搬入物を自由貿易地域内において加工・組立など の付加価値をつけて諸外国への輸出の場合には、関 税は課されることはありません。しかし、その搬入 物が国内市場(域外)へ出される場合には関税が賦 課されます。ですから、自由貿易地域内にあるP社 最初から国内市場をマーケットにしているので、自 由貿易地域内(関税法上の指定保税地域内)であっ ても関税が課せられた状態になっているのです。

(c)質問 2

自由貿易地域内の2階へ上がる際の中2階の壁に 自由貿易地域のメリットがフローチャートで素人に も分かり掲示されています。そこには確かにきちん と通関手続きを行うことも書かれていまが、その説 明によると中間の卸・小売業者の省略(簡素化)に より、より安い製品が消費者へとわたると書かれて いるすが、P社も同じことなのですか。

(d)回答 2

その通りです。自由貿易地域内にあるプリマの商 品も国内をマーケットにしているので通関(TAX がオン) された状態ですが、中間の諸業者が省略さ れた分安くなっていると思います。

(e)質問3

「全島フリーゾーン案」についてどう思われます か。

(f)回答3

全島フリーゾーン案については、総合事務局や開 発庁長官の構想なので今私がコメントすることはで きません。

(1)貿易省庁の一元化と関税法のスリム化 沖縄自由貿易地域には、「自由貿易」を可能にせ しめるための独自の法体系と法的整備がなされてい

本国における貿易は通産省(外国為替及び外国貿 易管理法)と大蔵省(関税法)の二元行政となって いるため、貿易業務がスムーズになされていない。

外国為替及び外国貿易管理法(以下、外為法とい う)は、「外国為替、外国貿易が自由に行われるこ とを基本とし、対外取引きに対し必要最小限の管理 または調整を行うことにより、対外取引の正常な発 展を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を 図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与するこ と」(第一条)を目的とし、「輸出の許可」「輸入の 承認 | 「税関長に対する指揮監督」などが規定され ている。

一方、関税法の趣旨は、「税関の確定、納付、微 収及び還付並びに貨物の輸出及び輸入についての税 関手続きの適性な処理を図るため必要な事項を定め る」(第一条)ものである。

このように、貿易に関して我が国は二元行政となっ ており、両省庁において「輸入」の定義が異なると いう異常な事態が起こっている。そのため、IQ品 目など国内への持ち込みを目的としない品目に関し ても「海岸線を突破」して保税地域である自由貿易 地域へ貨物を自由に搬出入することが出来なくなっ ている。

例えば、水産物のサンマやイカ、ブリ、タラ、ニ シン、サバ、アジ、イワシなどは、単なる中継貿易 のための一時保管においても陸揚げ自体が出来ない 状態にある。

これは、関税法第70条において「他の法令の規 定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の 行政機関の処分又はこれに準ずるものを必要とする 貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該 許可、承認を受けている旨を税関に証明しなければ ならない」が適用されているためである。

つまり、IQ品目など他省庁の許可や承認を受け なければならない貨物に関して、その承認がない場 合には、「海岸線を突破」して保税地域内(関税法上の外国地域)へ自由に搬出入することが不可能となっている。したがって、外為法の目的である「外国貿易が自由に行われること……」が結果的になされていない。

さらに、ここでもう一つ重要な問題が発生している。それは、関税法自体における陥穽である。本県の自由貿易地域は、同法第108条の保税地域の指定を受けている外国地域であり、貨物の搬出入は原則的に自由と見なされる地域であるが、前述の同法第70条の規定を受けるためIQ品目などの陸揚げが不可能とされているのは周知のところである。

つまり、関税法内の条文同士がバッティングし、 第A条は適用され、第B条は適用されないという事態が現実に起こっている。いわゆる同法の第A条は 適用されるが、第B条は適用されないというのは明 らかに法制度に問題がある。

したがって、沖縄経済特別区の確立においては、 関税法第108条をメインとした自由貿易を可能に せしめるための一貫性のある法的整備が必要である。

米国FTZの場合、本国の関税法第108条における「外国地域」としての位置づけが絶対的なのものとされている。いわゆる、識者の言う「関税法外」や「一国二制度」というのは結果的なことであって、実際は、ただ単に「外国地域」としての位置づけが徹底化されていることである。

ゆえに、ある特定地域を指定して自由貿易地域や、 経済特別区を設置しても外為法や輸入管理令など他 法令の適用を受ける限り、貿易促進地域としては成 立しないことになる。それこそ「ムダの拡大」にし かすぎない。

したがって、現状のこの問題をクリアすることな しに「沖縄経済特別区」や「全県フリーゾーン案」 など、単に地域拡大のみに走ってしまうと、現存の 沖縄自由貿易地域の二の舞いになりなり兼ねず、後 になって『足かせがあるため自由がまったく効かな い』と嘆くなめになってしまう。

「沖縄経済特別区」の確立のためには、関税法第 108条をベースとした同法第29条に定められた 保税地域においては他法令の適用を全く受けること のない「外国地域」としての位置づけを徹底強化する必要がある。

(2) 「関税法第108条」の強化徹底

関税法第108条は、「この法律の適用については、政令で定める本邦の地域は、当分の間、外国とみなす」との条文どおり、外国としての位置づけを強化することにある。 そして、同法による保税地域内において廃棄・消費される燃料や原材料の非課税や、各種法人の法人税の外国並を徹底化することである。

97年7月24日、産業・経済の振興と規制緩和 検討委員会は県へ「最終報告書」を提出した。その 中に県が当初要望していた法人税率の軽減が退けら れたことにより、多数の論者から不満の声が出てい る。

委員長の田中直毅氏は、「沖縄だけ税率(法人税)を下げるというのは、納税の義務において憲法にも反する」として、「国内にタックス・ヘブンはつくらない」と言い切っている。したがって、「沖縄経済特別区」は、県全域をフリーゾーンとしながらも「国内」という位置づけにより、法人税の減免が削除されてしまった。

しかしながら、関税法第108条を根拠法令にすれば、この問題は回避することが可能となってくる。つまり、沖縄経済特別区が関税法第108条の適用を受けていれば、「外国地域」と見なされるためである。

5 新たな戦略の提唱

国際競争力をつけさせる目的で、暫定的に国内産業を保護し、育成を図る基本的な方法は、「関税」と「輸入規制」の2種類がある。戦後初期の日本国においても「幼稚産業保護論」のもと自動車産業と電気機械産業は、輸入制限により保護措置がとられていたことは周知のところである。

しかしながら、「国際化」「グローバル化」「ボーダレス化」=『国家』という概念が崩れ、リージョン(地域単位)で経済の仕組みが提唱され始めている昨今において、国内産業保護のための従前のよう

な「輸入制限」という手法は限界に達している。

したがって、時代の潮流と県内産業の育成及び本 土市場への玄関口という観点から経済のシステムを 再構築する必要がある。それが、「抱き合わせ施策」 の展開である。

沖縄経済特別区の確立させ、県内の関連産業活性

例えば、米国FTZの場合、安い原材料や部品に 関しては、日本や中国、台湾などから取り寄せ、国 内で他の部品を調達することによって、国内産業を 保護するという手法を用いている。米国FTZ(No 113) エリスにおいては、日本から輸入した自動 車に地域内で米国内部品のエアコン部品一式、ラジ オ、ミラー、フロアマット、バンパーなどを取りつ けている。

具体的に本県の場合には、関税率の高い牛肉や豚 肉などが考えられる。現在台湾においてブタなどの 家畜に関しては、持ち込みが禁止されているので、 とりわけオーストラリアや米国からの搬入となる。 そして、完成品・商品として域外(国内)への持ち 込みを目的とする品目に関しては、県内の同業者が 新たな戦略をもって高付加価値製品・商品を創造で きるようになるまでの間は「外国からの原材料Xk gに対して、県内の牛肉や豚肉、その他の原材料を Ykgでの使用を義務化する」、というふうな施策を 展開していけばいい。

この場合、関税法第59条の①において「保税工 場における保税作業(改装、仕分けその他の手入れ を除く)に外国貨物と内国貨物のとを使用したとき は、これによってできた製品は、外国から本邦に到 着した外国貨物とみなす」からも分かるように完成 品に対しての課税対象(製品課税)となり、貿易の 促進化が図られると同時に県内産業保護という施策 が展開できる。

例えば、牛肉や革など原料のなめし革の関税率は 前者が48.1%、後者が52.5%であるが、牛肉 においては、タマネギなどを混ぜてハンバーグやコ ンビーフなどの加工品にすれば、13.8%となる。 また、なめし革の場合、革製ハンドバックにした製 品は16.6%となり、最終コストの低減化も図ら

れる。

その他に冷凍カツやポーク、コンビーフハッシュ、 ハム、ソーセージ・ウィンナー・フランク及びイン スタント麺の具やピラフ・パエリアなどのように、 米 (コメ) と調合し、冷凍食品用とすれば、関税低 下が図られると同時にそれに関連する加工・製造業 化のためにもこの施策を積極的に展開すべきである。 の芽出しが考えられる。さらに、雇用創出にもつな がるはずである。

> つまり、関税法第59条の①「内国貨物と外国貨 物の混合使用の製品は、外国貨物」を根拠法令にす れば、結果的には、現在問題になっている「原料課 税オンリー」は事実上回避できるはずである。

「港」の移設

現在の沖縄自由貿易地域は、独自の「港」を持っ ていないため、自由貿易地域を最大限に生かした貿 易業務はなされていない。そのため、沖縄経済特別 区の確立にあたっては、関税法108条で定められて いる保税地域内=外国地域へ「港」をはめ込むこと である。その結果、現存の沖縄自由貿易地域におい て問題とされている「保税輸送の許可手続き」「横 持ち手数料」「輸送費」の問題等はクリアできる。

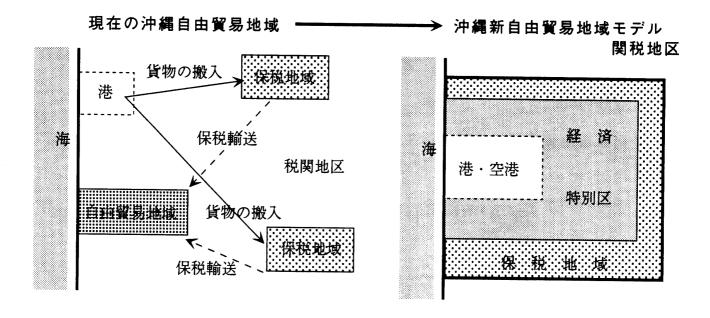
さらに、「関税法第108条」との関連により、IQ 品目の陸揚げ及び製造・加工が可能となってくる。

下図のように港や空港を沖縄経済特別区へ移設す ることにより、輸入貨物の保税地域内強制搬入制度 を事実上回避することができる。

つまり、陸揚貨物に対する品目や数量のチェック などは沖縄経済特別区である保税地域内の倉庫など で行えばいいということになる。

この輸入貨物強制搬入制度というのは、関税法第 30条において「外国貨物は、保税地域以外の場所 に置くことはできない」としているものである。こ の保税地域というのは、同法第29条で定めてられ ている指定保税地域や保税蔵置場、保税工場、保税 展示場、総合保税地域の5地域のことをいう。

現在、輸入貨物に関しては、港から数キロから十 数キロはなれた保税地域への搬入が義務づけられて いる。それが、「港」が保税地域内にあるというこ とになれば、現在行われているような搬入制度の回 避が可能となり、前述の「保税輸送の許可手続き」 「横持ち手数料」「輸送費」の問題はクリアできる。



1994年1月1日現在、沖縄には指定保税地域 5箇所、保税上屋50箇所、保税倉庫28箇所、保 税工場8箇所、計91箇所、面積にして87万7, 423㎡が外国貨物を蔵置できる場所とされている。 そのため、貿易輸出入貨物に関しては、関税法第3 0条において港から数キロおよび十数キロ離れたこれらの場所へ蔵置するように規制されている。

さらに、現在関税法では、輸入貨物の有税、無税に関係なくすべての輸出入貨物を保税地域への搬入を義務づけている。つまり、関税ゼロの輸入貨物についても保税地域への搬入が義務づけられている。そのため、保税地域への搬出入チャージ、ハンドリング・チャージ、内容点検料、地上輸送費、配達料などの費用が賦課されている。 したがって、関税法30条の規定を受けている保税地域に「空港」・「港」を組み込むことによって、これらの諸費用が軽減され、貿易の活性化につながるものと考えられる。

この場合、港や経済特別区内に保税蔵置場やストックヤード、コンテナヤードなどの保税貨物を蔵置する相当な場所を要することになるが、沖縄経済特別区が県案通り浦添から糸満及び全県フリゾーンということであれば、面積の問題は容易に解決できる。

加えて、保税地域内へ港や空港を包含することのメッリットは「通し」時間の短縮化と最終コストの低減 化につながるものと考えられる。

この「通し」は、関税手続きに要する時間のみでなく、貨物が到着してから税関の許可が出るまでの輸入手続きに要する時間のことを言う。したがって、保税地域への搬入、税関への輸入申告、輸入許可といった各段階での時間の長さである。

税関が行った「通し」時間の調査(『貿易実務ダイジェスト』1996年11月)において1996年3月において、海上貨物約4日間で、空港貨物は約2日となっている。

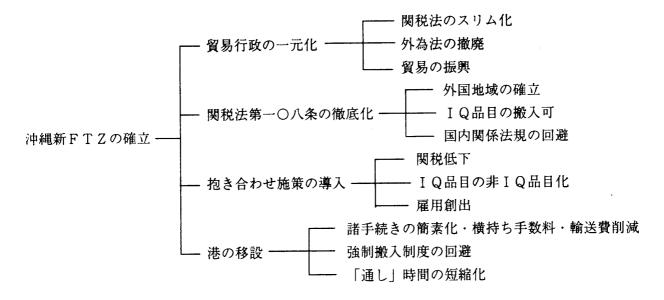
貿易業務の活性化のために、国内消費を目的とする輸入貨物などに関しては事前審査制やアメリカが行っているようなシステムを導入し、貿易の活性化を図るべきである。

基本的に保税地域=外国地域が確立されている場合、国内消費を目的としない搬入貨物に対しては問題はないが、国内消費を目的とする貨物については、「通し」時間の短縮化により、外国ー沖縄ー本土などのルートにおける比較優位性を出すことである。

ちなみに、アメリカの場合、「事前申告、許可制度」において、輸入業者は、貨物の引取申告を貨物

到着予定の60日前から、到着後5日までの間に税 関に申告することが可能である。また、税関等の納 税のための申告(1カ月間の輸入分をまとめて事後 に申告ができる=エントリー申告)や、税関の事前 許可(海上貨物については、貨物到着予定の5日前、 航空貨物は、最終輸出国を航空機が離陸した後)な ど輸出入貨物の迅速化を図っている。

7 沖縄新自由貿易地域の確立体系



8 アジアとの共生を目指して

(1) 香港返還による台湾の動き

1997年7月1日、香港が中国へ返還された。 果たしてきた機能が完全に消失されるとはいかなくこの返還を台湾は、かなりシビアに受け止めている。 ても、低下することを意味している。 中国政府は、台湾は香港返還後の資産凍結を懸念し、フィリピン 「香港基本法」によって返還後においても「50年のスービックや沖縄、パラオ(ベラウ)へ積極的に 間不変体制」を維持するとしている。いわゆる、同投資先をシフトさせている。 じ中国内でありながら内陸部における一人当たりの

また、台湾国民党は沖縄に10億ドル規模の投資 計画を発表し、さらに、那覇空港の沖合展開や那覇 軍港を2,100億円を投じて整備する計画がある ことを明らかにした。

このような社会動向の中、本県はどのような手段 をもって沖縄周辺をとりまくこれら隣国と「共生」 していけるのだろうか。

(2)「一国二制度」の限界

台湾は明らかに97年7月以降のポスト香港の代替地を模索している。このことは、香港がこれまで果たしてきた機能が完全に消失されるとはいかなくても、低下することを意味している。 中国政府は「香港基本法」によって返還後においても「50年間不変体制」を維持するとしている。いわゆる、同じ中国内でありながら内陸部における一人当たりのGNP7百米ドルと香港の2万米ドルのギャップは現状通りか、または開く一方と予測される。その結果、人口流動とそれに伴う犯罪を中国政府は、どれだけフィルター役としてコントロールできるのか、という問題を抱えることになる。

香港政庁は、香港基本法によって保証されている 返還前の密入境の子供達の居住権を認めず、密入境 の子供達を返送する、としている。明らかに「一国 二制度」の限界である。

台湾の動向を見ている限り香港の中国への返還は、 える。 沖縄に大きな可能性をもたらしている。つまり、香 港の中国への返還は、沖縄経済発展の起爆剤になる 可能性を秘めている。具体的には、台湾ー中国間の 貿易は石垣島をメインとする出国証明書のみのクリ アランス船貿易から物的流通を派生する中継貿易お よび中継加工貿易の可能性が出てきている。

では、具体的に沖縄がポスト香港としての機能を 果たすにはどのような可能性があるのだろうか。

(3)ポスト香港化に向けて

ポスト香港としての沖縄の可能性においては、と りわけ、物流における中継地としての役割が考えら れる。香港の場合、莫大な輸出入貨物および混雑に よる荷役作業のミステイクが起こりやすく、また港 湾の問題から沖待ちなどで相当時間がかかる。加え て、台湾企業の香港からの撤退や香港の港湾能力、 米国のアジア戦略のための以遠権の問題等を考慮す ると、香港の従前の物的流通部門は低下するか、物 的流通部門をどちらかの地域へシフトせいざるをえ ないない状況と考えられる。

したがって、台中貿易における台湾-香港-中国 のルートは、明らかに沖縄が有利である。つまり、 「台湾政府は中国との直航貿易はあり得ない」とし ていることから沖縄の比較優位性は香港が中国へ返 還されたことにより、現状のところはさらに広がっ ていると考えてもいい。

沖縄を拠点とする中継貿易の可能性は、沖縄に荷 役を集中させ、そこからフィダー船によって各市場 に一番近い地域へと搬出する物的流通部門から取り 組むべきである。

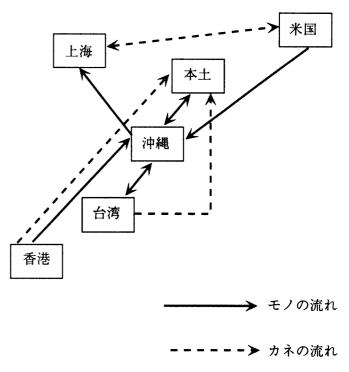
いわゆる、中継貿易・中継加工貿易に関する荷役 作業に必要とする労働や土地は沖縄側が提供し、そ の物流に関する金融などは香港が担うというように 貿易における分業作業を行えば一石二鳥である。

金融部門に関しては、日本本土でも未だ「ビッグ・ バン」のイメージがとらえられない状態であるのを 考慮すれば、沖縄において香港並の金融部門、本土 以上の金融部門の創出はどだい無理があるように思

香港を中継地とする貿易形態を沖縄へシフトさせ ると下図のようになる。つまり、米国を含めた視野 でシュミレーションしてみると、米国-香港-中国 間、台湾ー香港ー中国間、台湾ー神戸ー沖縄間を沖 縄を中継地として一旦輸出入貨物を集積させて、そ こからフィダー船で輸送するという手法である。そ の際、金融面に関してはそのまま貿易国間で行うよ うにする。

結果的には、物流及び金融が別のルートをたどる貿 易分業体制が確立するこになる。

沖縄を中継地とする貿易形態



おわりに

県の「産業・経済の振興と規制緩和検討委員会 | (田中直毅委員長) は、既存のFTZや沖縄経済特 別区に見られるような地域限定型自由貿易地域にお いては、「地域内外に立地する企業の整合性がとれ 沖縄はこの貿易分業の物的流通部門の他にはない。 ないことや、産業振興の起爆剤としては効果が薄い」 として、全県FTZ案を提唱した。

> この全県FTZ案に対して、一部の農漁協関係者 などは「輸入関税及びIQ品目の撤廃は破壊的な打 撃を受ける」として、猛反発している。しかしなが

ら、全県FTZ案は県民一人ひとりがメリットを享 受できるものとして提唱されているが、反対の立場 にある人たちは、自分たちのメリットのみを主張し ている。

全県FTZ案に対して反対の立場にあるひとは、「自分たちの主張が県民にどのようなメリットを与えるのか」をいうことを再考し、沖縄の未来のために建設的な方向で論議してもらいたい。

(注)

- (1) 「自由貿易地域の施策展開に関する調査報告書」 昭和60年10月 沖縄計画研究所 14項
- (2) 「地域開発」 ,96年9月発行 通巻384号」 特集:自由貿易地域による地域振興27項
- (3) 「地域開発」 , 96年9月発行 通巻384号 特集:自由貿易地域による地域振興27項
- (4) 琉球新報連載「どうする沖縄経済」 国際都市 へのもう一つの視点 『沖縄経済特別区制』宮城 弘岩:沖縄県物産公社専務理事
- (5) 「沖縄県自由貿易地域の拡大に関する調査報告書」(財) 国際貿易投資研究所 188項 平成2年3月
- (6) 「沖縄県自由貿易地域の拡大に関する調査報告 書」(財) 国際貿易投資研究所 189項 平成2年3月
- (7) 「米国Foreign-Trade-Zone調査報告書」昭和60年2月 沖縄県フリーゾーン推進協議会 57項
- (8) 「米国Foreign-Trade-Zone調査報告書」 昭和60年2月 沖縄県フリーゾーン推進協議 会 65項